

【1月27日変更】県民への要請内容等の一部変更について（案）

- ▽ 1月27日に変更された国の「**基本的対処方針**」において、**イベントの開催制限**に係る取扱いが改められたことから
県の要請内容についても**同様の変更**を行うもの
→ その他の要請内容・期間等については変更なし（※「みやぎ医療ひつ迫危機宣言」も継続）

今回の変更点

イベントの規模に関わらず、「大声あり」・「大声なし」に関する規定を廃止。
「大声あり」でも収容率は制限されない。

※下線部が前回からの変更箇所

	現行	1月27日～2月13日																
事前手続等	<p>① 「大声なし」の「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表</p>	<p>① 「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表</p>																
開催制限等	<p>① 「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外） 以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方</p> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th>収容率※</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方</td><td>大声なし 100% 大声あり 50%</td></tr></tbody></table> <p>※ 「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、 それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）</p> <p>② 基本的に「大声なし」の「5,000人超かつ収容率50%超」で 「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント</p> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th>収容率※</th></tr></thead><tbody><tr><td>収容定員まで</td><td>100%</td></tr></tbody></table> <p>※ 「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、 それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）</p>	人数上限	収容率※	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	大声なし 100% 大声あり 50%	人数上限	収容率※	収容定員まで	100%	<p>① 「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外） 以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方</p> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th>収容率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方</td><td>100%</td></tr></tbody></table> <p>② 「5,000人超かつ収容率50%超」で 「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント</p> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th>収容率</th></tr></thead><tbody><tr><td>収容定員まで</td><td>100%</td></tr></tbody></table>	人数上限	収容率	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	100%	人数上限	収容率	収容定員まで	100%
人数上限	収容率※																	
5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	大声なし 100% 大声あり 50%																	
人数上限	収容率※																	
収容定員まで	100%																	
人数上限	収容率																	
5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	100%																	
人数上限	収容率																	
収容定員まで	100%																	

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

要請	1月27日～2月13日								
事前手続等	<p>① 「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表</p> <p>※「感染防止安全計画」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画</p>								
開催制限等	<p>① 「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方</p> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th>収容率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方</td><td><u>100%</u></td></tr></tbody></table> <p>② 「5,000人超かつ収容率50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント</p> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th>収容率</th></tr></thead><tbody><tr><td>収容定員まで</td><td>100%</td></tr></tbody></table>	人数上限	収容率	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	<u>100%</u>	人数上限	収容率	収容定員まで	100%
人数上限	収容率								
5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	<u>100%</u>								
人数上限	収容率								
収容定員まで	100%								
感染防止等	<ul style="list-style-type: none">○ イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や、前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、国の通知等も参考として、基本的な感染防止策を徹底すること○ 観客の広域的な移動や、イベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策を徹底すること								